

下安松中央地区の建築物の形態規制の指定(案)

1 指定理由

下安松中央地区について、都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第一種住居地域の各用途地域が廃止されることに伴い、用途地域の指定のない区域となります。

当地区内の無秩序な建築物の建築を抑制するため、現状の土地利用の状況等を考慮し、建築基準法に基づく建築物の形態規制に係る各数値を指定するものです。

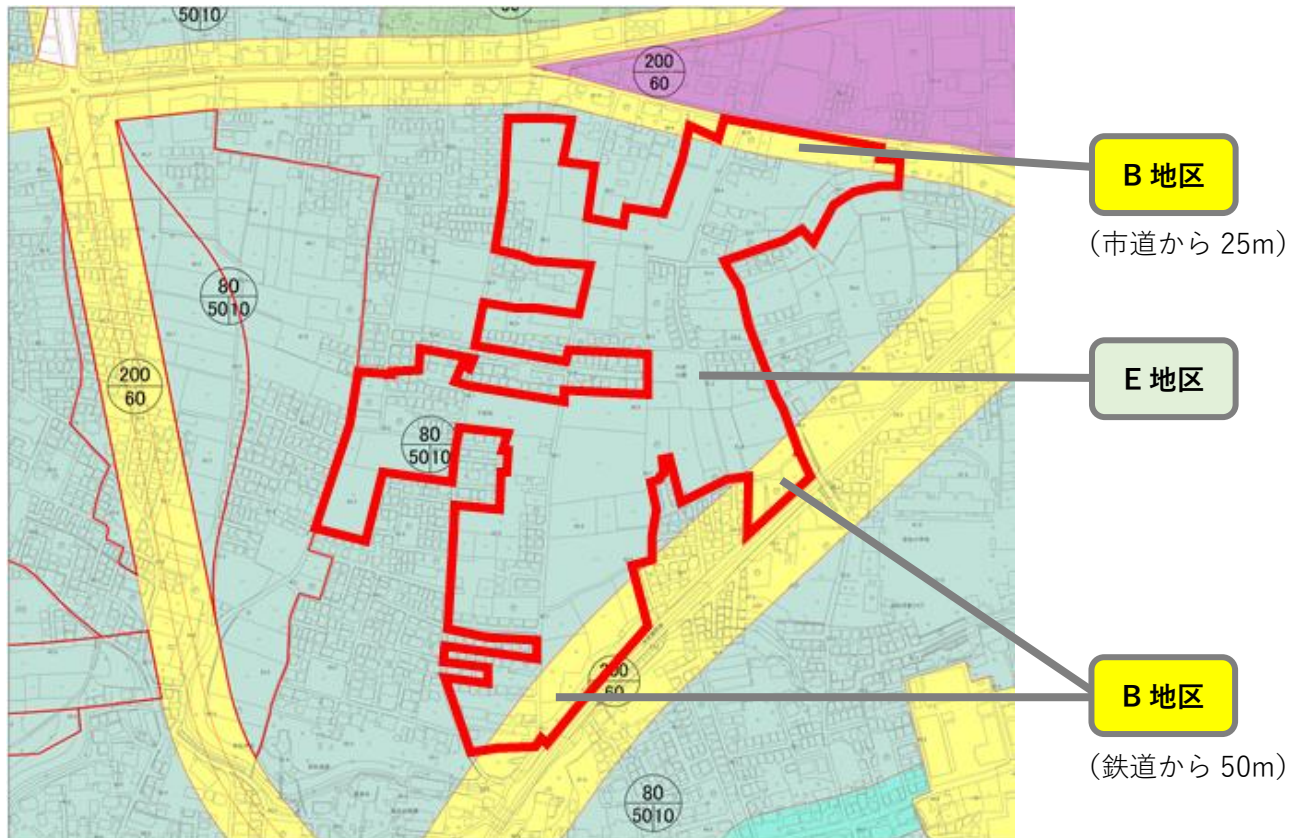
2 指定(案)

所沢市では、建築物の形態規制はA～E地区に区分しています。

下安松中央地区については、**【第一種低層住居専用地域】の区域は【E地区】に、
【第一種住居地域】の区域は【B地区】に指定します。**

区分	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
建蔽率	60	60	50	30	50
容積率	100	200	100	50	80
前面道路に係る容積率の制限	0.4	0.6	0.4	0.4	0.4
道路斜線	1.25	1.5	1.25	1.25	1.25
隣地斜線(高さ、係数)	20m、1.25	31m、2.5	20m、1.25	20m、1.25	20m、1.25

3 指定区域



下安松中央地区 区域図

